

## 保育施設利用に関する確認票(同意書)

※以下の確認事項をよくお読みの上、チェック欄にチェック、裏面にご署名をお願いいたします。

チェック	～教育・保育給付認定に関する確認事項～
<input type="checkbox"/>	保育施設を利用する場合は、教育・保育給付認定を受けることが必要となります。申請の際には、「保育を必要とする事由」の確認をさせていただきます。
<input type="checkbox"/>	「保育を必要とする事由」については、就労の状況等、必要に応じ、実態を調査させていただくことがあります。
<input type="checkbox"/>	教育・保育給付認定を受けた後に、申込み内容に変更が生じた場合は、「教育・保育給付認定申請書(新規・変更)兼施設利用申込書」を使い、必ず認定の変更を申請してください。変更内容によっては、新たな支給認定証を交付することとなります。
<input type="checkbox"/>	教育・保育給付認定の有効期間は保育を必要とする事由により異なります。施設利用中の方で、認定期間が終了した場合は、利用終了の手続きをしてください。
チェック	～保育施設申込に関する確認事項～
<input type="checkbox"/>	利用手続きに必要な書類は、申込み締切までに必ず提出してください。書類に不備がある場合は受付ができませんので、書類は一度お返しします。締切までに書類の提出がない場合は、利用選考にかけられませんのでご注意ください。
<input type="checkbox"/>	利用を希望する保育施設はよくお考えの上、ご記入ください。申込みの際には、お子さんが入所できるよう、町内全ての保育施設の記入をご案内させていただきます。
<input type="checkbox"/>	申込後、勤務状況や世帯状況等に変更が生じた場合は、「教育・保育給付認定申請書(新規・変更)兼施設利用申込書」に必要書類を添付し、速やかに子ども家庭課に提出してください。申込内容が事実と異なる場合、教育・保育給付認定や利用内定を取り消すことがあります。
<input type="checkbox"/>	「教育・保育給付認定申請書(新規・変更)兼施設利用申込書」には連絡のつく電話番号を必ずご記入ください。入所選考後、入所が決定した方に入所の意思確認のため、子ども家庭課から電話連絡をする場合があります。
<input type="checkbox"/>	各施設により保育目標が異なり、また保育施設利用者負担額以外に実費(制服や延長保育の料金等)を徴収しています。詳しくは各施設へお問い合わせください。なお見学を希望される場合は、事前に各施設へ電話連絡のうえで、日程調整をしてください。
<input type="checkbox"/>	保育施設ではアレルギーの原因となる食材を取り除いた除去食を可能な限りで行っています。アレルギーによる食事制限がある場合は、その程度にかかわらず必ず各施設にご確認ください。
<input type="checkbox"/>	妊娠・出産を理由としての認定期間は、産前6週経過後最初に到来する月の初日から、出産後57日目を迎えた月の末日までとなります。引き続き継続して申請するためには、別の事由が必要となります。
<input type="checkbox"/>	育児休暇明けで申込む場合、復帰日により利用可能月が異なります。勤務先から就労証明書の「育児休暇期間」記入欄への証明を受ける必要があります。育児休業を短縮して申込をする場合は、入所決定後、育児休業を短縮したことのわかる証明書の提出が必要となります。
<input type="checkbox"/>	保育施設での保育を希望する場合、お子さまの健診結果や生育状況等を関係各課に照会いたします。
チェック	～利用開始後の確認事項～
<input type="checkbox"/>	各保育施設が定める「きまり」を正しく守り、認定を受けた利用時間の中で、各保育施設の開所時間内に送迎してください。
<input type="checkbox"/>	保育施設でお子さんをお預かりする時間は、保護者の就労時間など実態に応じたものとなります。

